

展示会等総合推進事業補助金 実施要領

令和3年4月1日 沖縄県商工労働部長決裁

(通則)

第1条 展示会等総合推進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、展示会等総合推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 本要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

(補助対象とならない事業)

第3条 次の各号のいずれかに該当する展示会等は、補助金交付の対象となる事業とは認めないこととする。

- (1) 国または地方公共団体が主催するもの
- (2) 個人が主催するもの
- (3) 政治的または宗教的な目的をもって開催されるもの
- (4) 事業の実施に際し、金品の寄付、援助、事業参加等を強要するもの又はその印象を与えるもの
- (5) その他、県が不相当と認めるもの

(補助対象外経費)

第4条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。

(交付の申請)

第5条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- ・主催者の定款、規約、会則等
- ・主催者の役員名簿
- ・誓約書・確認書（別紙1）
- ・主催者概要（別紙2）
- ・事業計画書（別紙3-1）、収支計算書（別紙3-2）、収支計算書内訳（別紙3-3）
- ・上記に係る見積書等
- ・申請者が主催者から運営を委託されたものである場合は、そのことを証明する資料（委託契約書等）

- 2 収支計算書においては、積算した補助対象額から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(実績報告)

第6条 交付要綱第12条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- ・事業成果報告書（別紙4-1）、収支計算書（別紙4-2）、
収支計算書内訳（別紙4-3）
 - ・上記の実施状況の写真及び結果が確認できる資料
 - ・上記に係る領収書等証拠書類
 - ・その他参考となる書類
- 2 収支計算書においては、実際に支出した補助対象額から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和3年4月1日から施行する。